

看取り介護に関する指針

社会福祉法人すみれ福祉会

特別養護老人ホーム中野すみれ園

I

【当施設における看取り介護の考え方】

看取り介護とは、近い将来死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行なうことである。

【看取り介護の視点】

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。施設での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、施設は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

- ・施設における医療体制の理解

常勤医の配置がないこと。医師は嘱託医であること。

夜間は医療スタッフが不在で、外部機関と連絡体制を確保していること。

ご逝去の時刻等によっては、翌日以降に医師による死亡確認を行うこと。

- ・家族との 24 時間の連絡体制を確保していること
- ・看取りの介護に対する家族の同意を得ること

Ⅱ

【看取り介護の具体的支援内容】

- ・身体的援助

バイタルサインの確認、環境の整備を行う。

安寧、安楽への配慮、発熱、疼痛への配慮を行う。

栄養と水分補給を適切に行う。

清潔への配慮、排泄ケアを適切に行う。

- ・精神的援助

身体的苦痛の緩和、コミュニケーションを重視する。

プライバシーへの配慮を行う。

全てを受容し、本人の希望に沿う態度で接する。

- ・看護処置

医師の指示に基づき、必要な看護処置を看護職員によって行なう。

- ・家族に対する具体的支援

職員と話しやすい環境を作る。

家族関係への支援にも配慮する。

希望や心配事に真摯に対応する。

家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する。

ご逝去後の援助を行なう。

Ⅲ

【看取り介護の開始】

- ・看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師が一般に認められている医学的知見から回

復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が薄いと判断した

利用者に対し、医師より利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、

終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

- ・医師より説明

医師が上記に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、看護職

員又は生活相談員を通じて当該利用者の家族に連絡をとり、日時を定めて医師より利用者又は家族へ説明を行なう。この際、施設で可能な看取りの体制を示す。この説明を受けた上で、利用者又は家族は、利用者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するかを選択を行うことができる。

医療機関入院を希望する場合は、施設は入院に向けた支援を行なう。

【看取り介護の実施】

・看取りの計画書

家族が施設内で看取り介護を行なうことを希望した場合は、介護支援専門員は医師、看護職員、介護職員、栄養士等と協同して看取り介護の計画を作成する。

また看取りカンファレンスの開催、職員間での密な情報共有を行う。

・家族の宿泊について

家族が宿泊を希望する場合には、利用者の居室内に限り宿泊ができる。

その際、施設は必要に応じて簡易ベッド等の貸し出しを行う。

・説明と同意について

看取り介護を行なう際は、医師、看護師、介護職員等が必要に応じて利用者又は家族への説明を行ない、同意を得る。

・支援について

施設の全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として安らかな死を迎えることができるように、利用者または家族の支えとなり得るよう身体的、精神的支援に努める。

【緊急時の対応について】

利用者に於いて、看取り介護となる原疾患以外での救命が必要となった場合には、施設は通常通り速やかに家族連絡と救急搬送の手配を行う。(転倒、窒息など)

【看取り対応後】

利用者のご逝去後は、看取り対応マニュアルに基づき対応を行う。

職員全員で、家族へのグリーフケア（悲嘆への支援）を行う。

介護支援専門員を中心に、職員間での振り返りを実施する。

上記説明を受け、看取り介護に関する指針について同意いたしました

令和 年 月 日

利用者名

保証人名

令和 6 年 7 月 1 日

施設長 今泉 賢治

看取り介護の具体的手順

入居時（看取りを考える最初の時期）

利用者・家族の要望や気持ちを聞き取り、施設のケア方針・看取りケア方針の説明をする。

安定期（利用者自身が死生観を考える時期）

適応期の対応に加え、より利用者の死生観にかかわっていく。段階が進むごとに要望は変化をしていくので、最大限の受け入れができるよう柔軟な対応をする。

不安定・低下期（体が衰弱し、死が近づいてくる時期）

家族に、現状の説明と今後の変化について説明をする。利用者・家族ともに、心構えが必要になる時期。その上で家族の判断を確認する。施設での手当や看取り介護計画への同意。利用者が会いたい人への連絡。

看取り期（医学的に回復が見込めない時期）

時間をかけた手厚いケア。苦痛の緩和。家族への精神的支援。意志変更には柔軟に対応。医師、医療機関との連携（必要に応じ入院等）。

看取りの取り組み・振り返り 最期まで人格を尊重。言語・非言語的コミュニケーション。家族への説明。かけがえのない時間となるよう配慮する。